

気候変動の影響を踏まえた
海岸保全基本計画の変更について

令和6年10月29日

兵庫県

目次

1. 海岸保全基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
2. 海岸保全基本計画変更の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4
3. 委員会・部会での進め方・・・・・・・・・・・・・・・・ p.6
4. 大阪湾沿岸の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p.7
5. 但馬沿岸の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p.8
6. 播磨沿岸の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9
7. 淡路沿岸の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p.10
8. 兵庫県沿岸海岸保全基本計画の概要（現行）・・・・ p.11
9. 海岸保全基本計画の変更項目（案）・・・・・・ p.13
10. 検討スケジュール（案）・・・・・・ p.14
- （参考）用語集・・・・・・・・・・・・・・・・ p.16

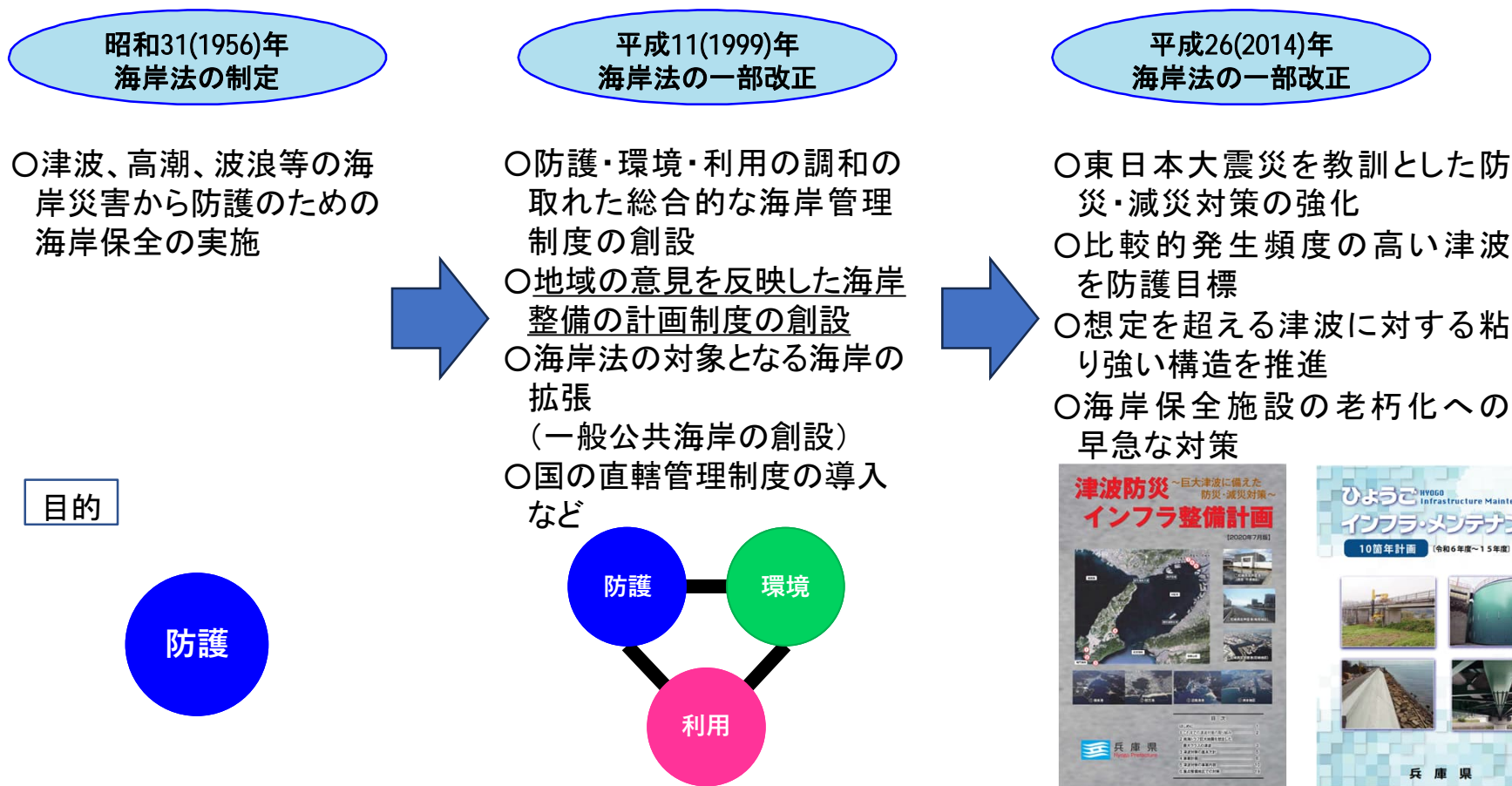


1. 海岸保全基本計画

■海岸法

昭和31(1956)年海岸法の制定後、平成11(1999)年に海岸法が一部改正され、これまでの防護主体の海岸整備から防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度、地域の意見を反映した海岸整備の計画制度が創設

東日本大震災後の平成26(2014)年には、津波・高潮等に対する防災・減災の推進、海岸管理をより適切なものとする措置を講じることなどが追記



1. 海岸保全基本計画

■計画策定の流れ

国（農林水産大臣、国土交通大臣）が共通の理念となる「海岸保全基本方針」を定め、これに沿って都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務付（海岸法第二条の二、第二条の三）

新たな海岸保全基本方針に基づき、各沿岸において海岸保全基本計画の変更が必要

【国（農林水産大臣、国土交通大臣）】

海岸保全基本方針
(海岸保全の基本理念)

【都道府県知事】

海岸保全基本計画
(防護、環境、利用の基本的事項)

【関係海岸管理者】

海岸保全施設の整備
に関する事項の案

(法第二条の三第4項)

基づき

学識経験者、有識者

(法第二条の三第2項)

関係市町村、関係海岸管理者

(法第二条の三第3項)

パブリックコメント

意見

計画策定

総合的な海岸管理の実施

1. 海岸保全基本計画

■計画策定の範囲

兵庫県では4つの沿岸において、「海岸保全基本計画」を策定

沿岸名	対象範囲	備考
大阪湾沿岸	神戸市～大阪府全域の海岸 (約430km) うち兵庫県 約203km うち大阪府 約227km	大阪府との 共同策定
但馬沿岸	豊岡市～新温泉町の海岸 (約154km)	
播磨沿岸	明石市～赤穂市及び 姫路市家島町の海岸 (約283km)	
淡路沿岸	淡路島の海岸 (約216km)	



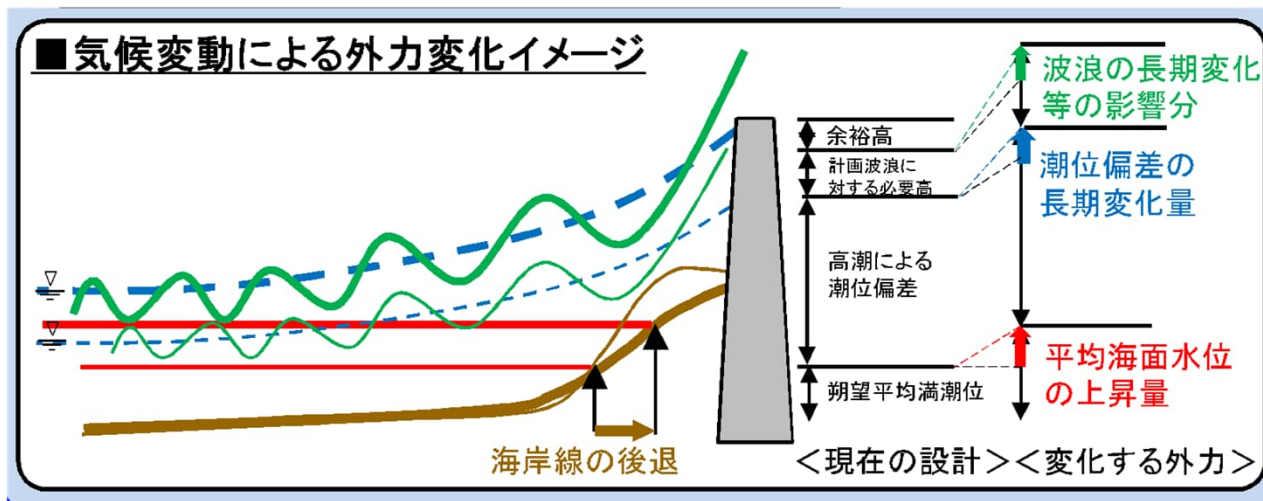
※大阪湾沿岸は大阪府域と併せて策定

2. 海岸保全基本計画変更の背景

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言（農林水産省・国土交通省、令和2年7月）

■平成30年台風第21号による高潮被害を契機に、海岸保全に気候変動適応策を具体化するため、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」を設置

■有識者により、気候変動に伴う海面上昇や台風の強大化等に伴う沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる潮位や波の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討が実施され、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」をとりまとめ



＜気候変動影響の将来予測＞

	将来予測
平均海面水位	・上昇する
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
波浪	・波高の平均は下がるが極値は上がる ・波向きが変わる
海岸侵食	・砂浜の6割～8割が消失

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言【概要】

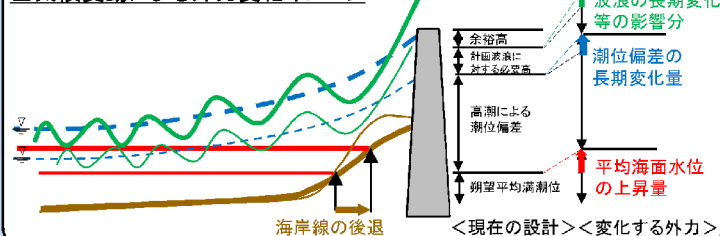
05

- 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換。
 - パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2°C上昇に相当)を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進。
 - 平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測(RCP8.5(4°C上昇に相当))も考慮し、これに適應できる海岸保全技術の開発を推進、社会全体で取り組む体制を構築。

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

- ・ IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6(2°C上昇に相当)で0.29-0.59m、RCP8.5(4°C上昇に相当)で0.61-1.10m。

■気候変動による外力変化イメージ



<気候変動影響の将来予測>

	将来予測
平均海面水位	・ 上昇する
高潮時の潮位偏差	・ 極値は上がる
波浪	・ 波高の平均は下がるが極値は上がる ・ 波向きが変わる
海岸侵食	・ 砂浜の6割～8割が消失

II 海岸保全に影響する外力の将来変化予測

- ・ 潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース(d4PDF)の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。
- ・ d4PDFが活用できることを確認。

<現在気候と将来気候の比較>

	台風トラックデータ	爆弾低気圧トラックデータ
最低中心気圧	極端事象は将来気候の最低中心気圧が低下傾向	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度
高潮時の潮位偏差	極端事象は将来気候の方が相対的に上昇	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度

<今後の課題>

- ・ 適切なバイアス補正方法を含めた将来変化の定量化
- ・ 日本各地の海岸の将来変化の定量化
- ・ 波浪の長期変化量の定量化

III 今後の海岸保全対策

- ・ 気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がるのが想定される。
- ・ 高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。
- ・ 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。

⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

- ・ 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤等)については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。
- ・ 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

<海岸保全における対策>

- ・ 地域の実情や背後地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- ・ 堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- ・ 将来的な外力変化とライフサイクルコストをともに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- ・ 海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

<他分野との連携が必要な対策>

- ・ 高潮浸水想定区域の指定促進等、リスク情報や避難判断に資する情報提供の強化
- ・ 高潮と洪水の同時生起も想定し、堤防等のハード整備の充実を目指すとともに、水害リスクを考慮した土地利用やまちづくりと一体となった対策の推進
- ・ 沿岸地域における水害にも配慮したBCPの作成

III-2 侵食対策

- ・ 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいいため、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。
- ・ 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。
- ・ 高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。
- ・ 30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。
- ・ 総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

IV 今後5～10年の間に着手・実施すべき事項

- ・ 海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価、適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見直す仕組み・体制を構築。
- ・ 地域のリスクの将来変化について、防護だけでなく環境や利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供するとともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

3. 委員会・部会での進め方

■大阪湾沿岸海岸保全基本計画では、兵庫県域の防護水準として昭和42年度に設定された計画外力を現在でも踏襲

■但馬沿岸海岸保全基本計画、播磨沿岸海岸保全基本計画、淡路沿岸海岸保全基本計画でも同様に従来の計画外力が踏襲されており、現行の「海岸保全施設の技術上の基準」（令和3年一部改正）との整合も踏まえ、計画外力の見直しが必要

< 海岸保全基本計画の変更 >

- 気候変動を踏まえた海岸の防護
- 防護水準等の変更

- ・ 海岸保全のあり方提言
- ・ 海岸保全基本方針
- ・ 海岸基準の一部改定

< 委員会の開催・部会の設置 >

■ 上記課題に対応し、委員会を開催し、技術的な内容は部会で議論を行い、海岸保全基本計画の変更（令和7年度末）を目標

（兵庫沿岸海岸保全基本計画変更 検討委員会）

海岸保全基本計画変更にあたっての全体的な方針の検討、基本計画の修正を実施（委員：学識経験者・海岸利用者）

（技術検討部会）

気候変動に伴う防護水準の設定等、専門的な内容を審議（委員：学識経験者）

海岸法第一章総則

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

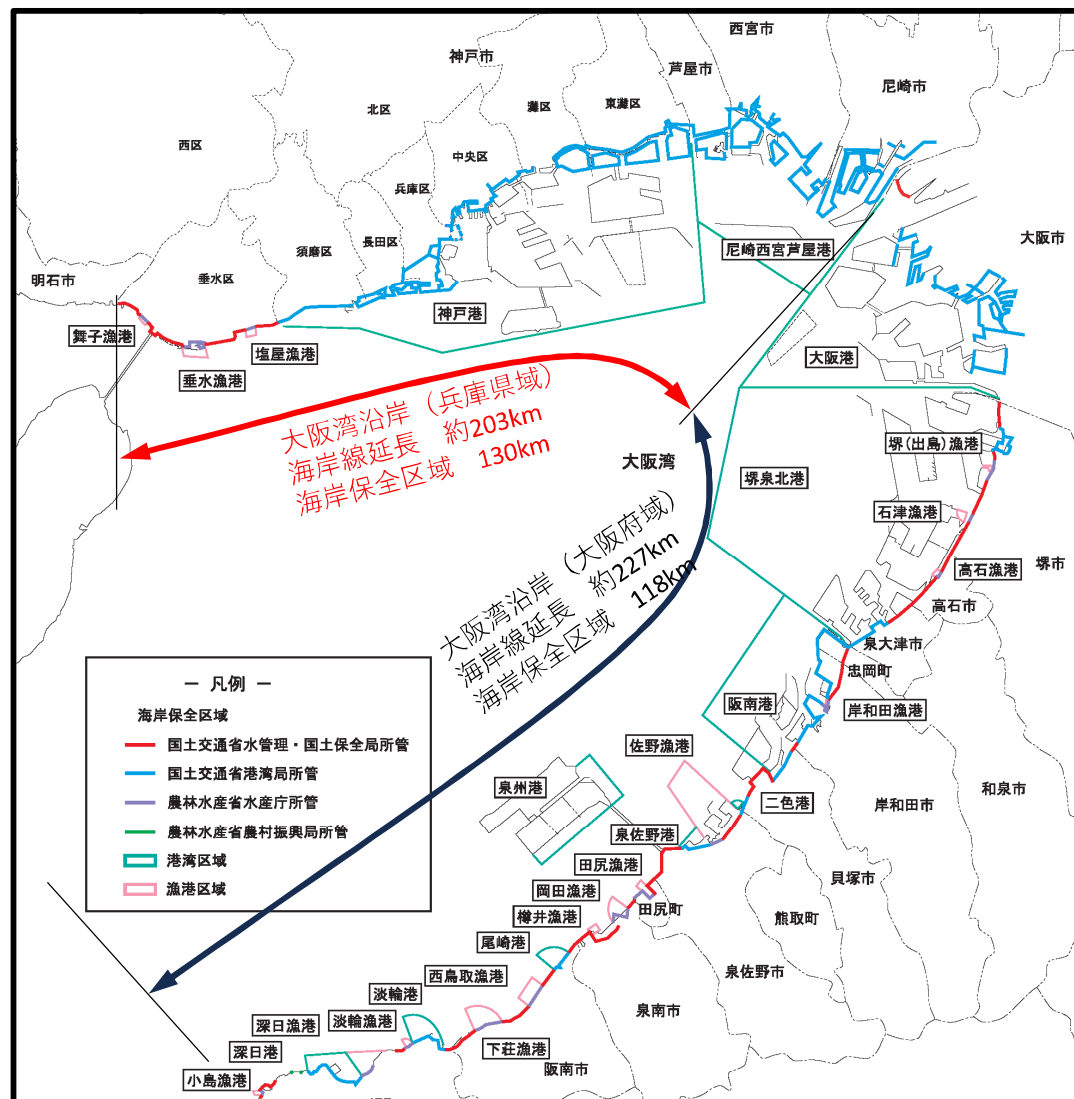
4. 大阪湾沿岸の概要

■大阪湾沿岸は、関西における主要な都市軸であり、沿岸部は阪神工業地帯を形成

■湾奥部の埋立により入り組んだ複雑な形状。東播海岸につながる沿岸西端は形成年次が古く、波の侵食を受けやすい

■神戸港や尼崎西宮芦屋港を中心に工業地帯が形成されており、西側に3つの漁港がある。親水性豊かな商業施設やレクリエーション施設など水と緑の豊かな環境の創出も進んでいる

■全般的に穏やかな気候であるが、夏季から秋季にかけて台風の経路となり、高潮・波浪の影響を受けることもある



須磨海岸



芦屋浜



メリケンパーク



甲子園浜



5. 但馬沿岸の概要

■ 但馬沿岸は、海岸線の沿岸部が山陰海岸国立公園に指定されており、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財などが数多く分布

■ 典型的な沈降海岸で、各河川の河口に形成された沖積層の小平野以外は磯続きのリアス式海岸を形成

■ 漁港が15港、港湾3港あり、多くが漁業活動の基地。豊かな自然環境に恵まれているため、海水浴などのレクリエーションでも親しまれている

■ 冬季に北西の強風が卓越し、降雪量が多い。瀬戸内海や太平洋沿岸と比べて潮位の干満差が小さい

津居山港海岸



気比の浜海水浴場



奇岩「はさかり岩」



但馬御火浦



居組サンビーチ（居組漁港）



6. 播磨沿岸の概要

■ 播磨沿岸は、広く瀬戸内海国立公園の海域指定を受けており、良好な海岸環境・景観を有する貴重な空間

■ 県内の他の沿岸区分と比較しても多種多様（自然海岸、砂浜、工業港、漁港、埋立地）な海岸形態を有している

■ 姫路港・東播磨港を中心に工業地帯が形成。海域利用は漁業中心で、鹿ノ瀬等主要な漁場が分布。海水浴・公園・マリナなど海洋レクリエーション施設がバランス良く立地

■ 瀬戸内型の気候であり、南～西北西の方向の風による影響が強いが、内湾に位置するため、波浪については静穏な海域である

赤穂海浜公園



大蔵海岸



相生ペーロン祭



新舞子海岸（たつの市）



坂越港海岸



宮排水機場・水門



姫路港



7. 淡路沿岸の概要

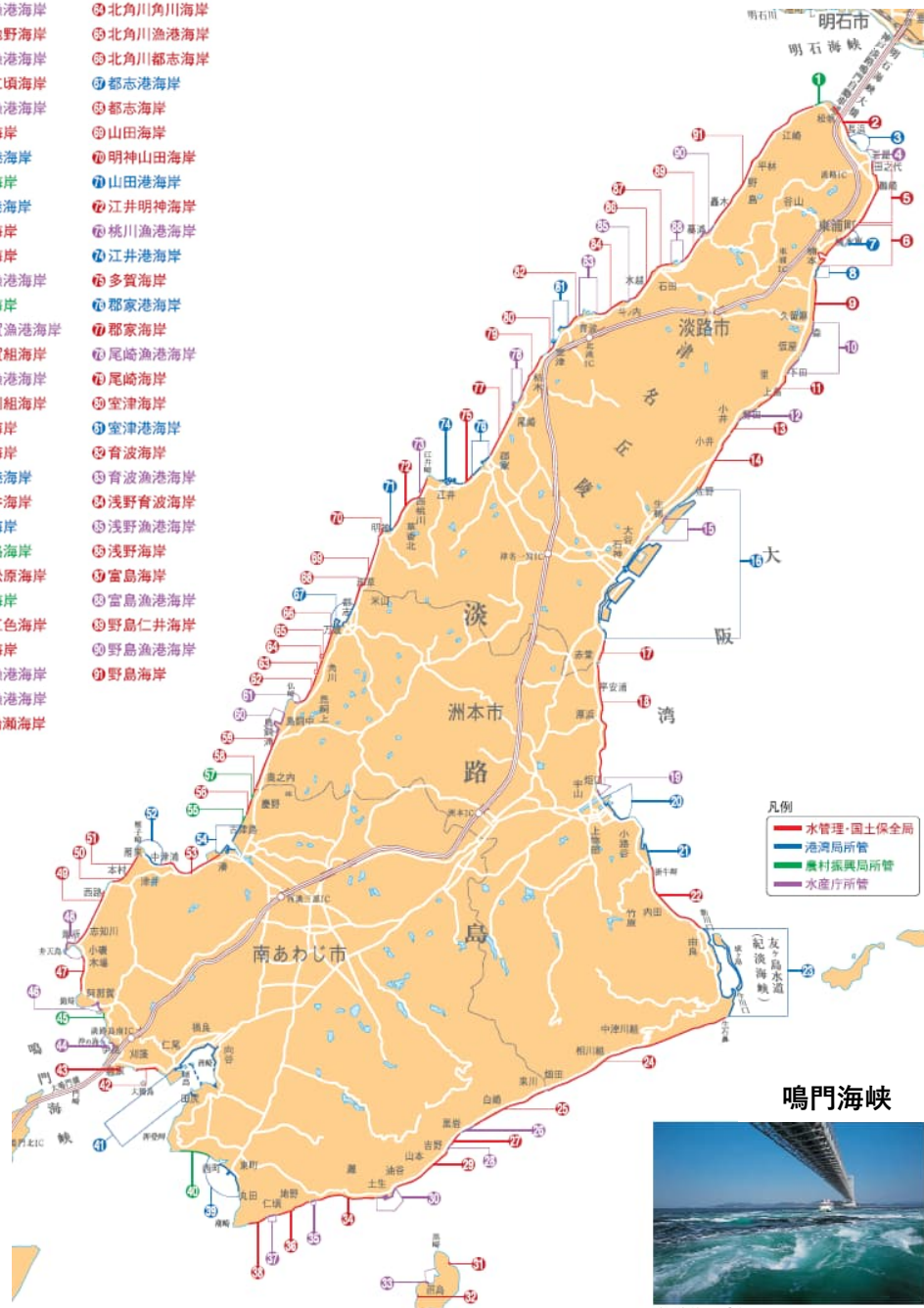
■淡路沿岸は、東部は大阪湾、西部は播磨灘に面して沿岸を形成している。多数の海岸景勝地を有し、美しい眺望、青い海など豊かな環境に恵まれている

■洲本・三原の平野が広がっているが、その他の海岸線はほとんど急斜面で平地は少ない。五色浜や慶野松原などの景観資源としての砂浜がある

■漁港が22港、港湾が16港あり、多くが漁業活動の基地。温暖な気候と優れた自然景観から、海水浴・釣り等の海洋性レクリエーションでも親しまれている

■瀬戸内型の気候に属しており、全般に過ごしやすい。沿岸では、西側は冬季風浪、東側は太平洋からのうねりの影響により沿岸部が侵食を受けている

- ① 松帆崎海岸
- ② 松帆長浜海岸
- ③ 岩屋漁海岸
- ④ 岩屋浦海岸
- ⑤ 楠本海岸
- ⑥ 淡路交流の翼港
- ⑦ 浦港海岸
- ⑧ 久留麻海岸
- ⑨ 仮屋漁港海岸
- ⑩ 津田・上畑・野田海岸
- ⑪ 釜口漁港海岸
- ⑫ 小井海岸
- ⑬ 佐野海岸
- ⑭ 生穂漁港海岸
- ⑮ 津名港海岸
- ⑯ 塩田海岸
- ⑰ 安乎中川原海岸
- ⑱ 炬口漁港海岸
- ⑲ 洲本港海岸
- ⑳ 古茂江港海岸
- ㉑ 由良海岸
- ㉒ 由良港海岸
- ㉓ 上灘海岸
- ㉔ 栗川黒岩海岸
- ㉕ 黒岩黒野海岸
- ㉖ 吉野漁港海岸
- ㉗ 瀧漁港海岸
- ㉘ 薬師浦海岸
- ㉙ 古水海岸
- ㉚ 沼島漁港海岸
- ㉛ 土生地野海岸
- ㉜ 地野漁港海岸
- ㉝ 地野仁頃海岸
- ㉞ 仁頃漁港海岸
- ㉟ 仁頃海岸
- ㊱ 阿万港海岸
- ㊲ 吹上海岸
- ㊳ 福良海岸
- ㊴ 刈落海岸
- ㊵ 鳥取海岸
- ㊶ 伊良漁港海岸
- ㊷ 空浜海岸
- ㊸ 阿那賀組海岸
- ㊹ 丸山漁港海岸
- ㊺ 志知川組海岸
- ㊻ 西本海岸
- ㊼ 津井海岸
- ㊽ 津井港海岸
- ㊾ 津津井海岸
- ㊿ 湊海岸
- 1 古津路海岸
- 2 慶野松原海岸
- 3 慶野海岸
- 4 慶野五色海岸
- 5 鳥飼海岸
- 6 鳥飼漁港海岸
- 7 船瀬漁港海岸
- 8 角川船瀬海岸
- 9 角川漁港海岸
- 10 北角川角川海岸
- 11 北角川漁港海岸
- 12 北角川都志海岸
- 13 都志海岸
- 14 都志海岸
- 15 山田海岸
- 16 明神山田海岸
- 17 山田港海岸
- 18 江井明神海岸
- 19 福良海岸
- 20 桃川漁港海岸
- 21 江井港海岸
- 22 多賀海岸
- 23 郡家海岸
- 24 尾崎漁港海岸
- 25 尾崎海岸
- 26 室津海岸
- 27 室津港海岸
- 28 育波海岸
- 29 育波漁港海岸
- 30 浅野育波海岸
- 31 浅野漁港海岸
- 32 浅野海岸
- 33 富島漁港海岸
- 34 野島仁井海岸
- 35 野島海岸
- 36 野島海岸



慶野松原



沼島・上立神岩



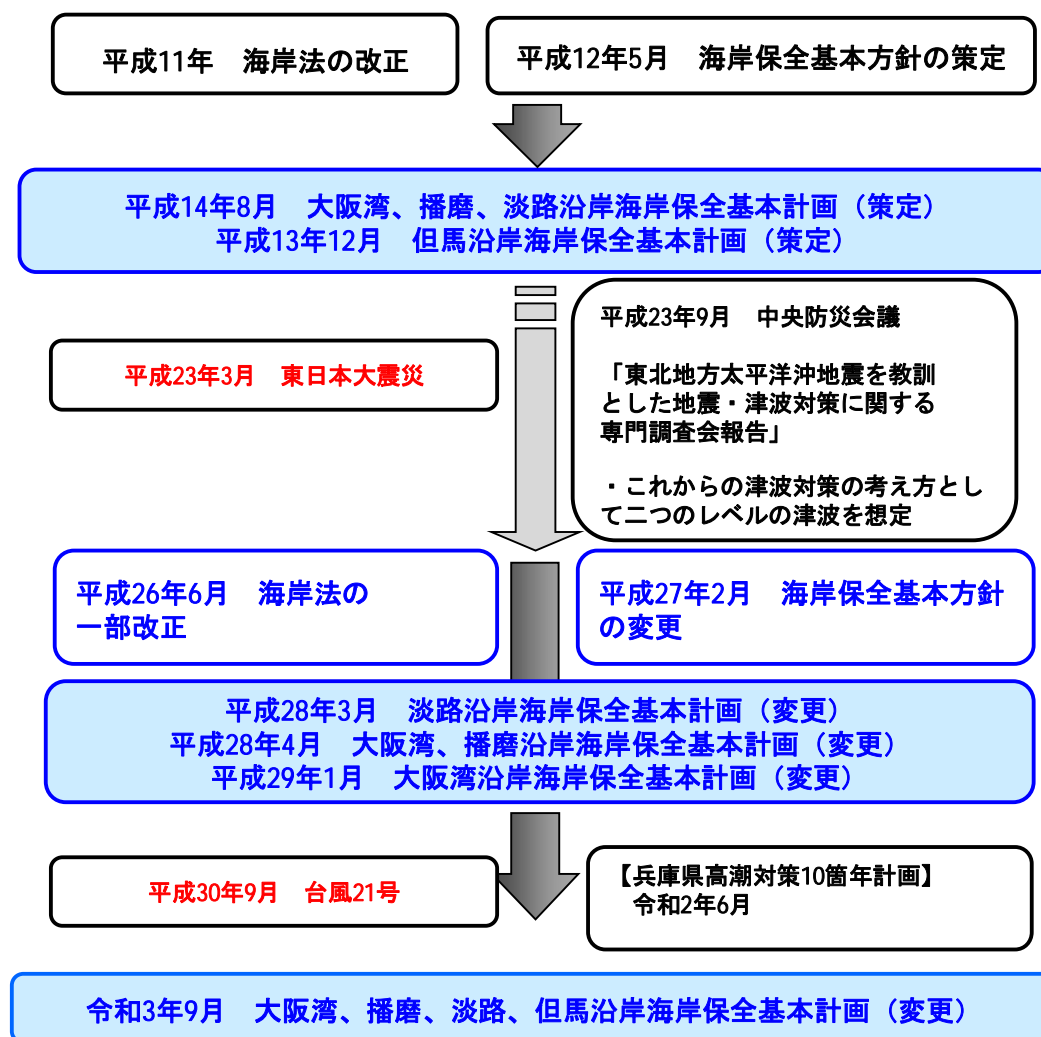
鳴門海峡



鳴門海峡のうず潮

8. 兵庫県沿岸海岸保全基本計画の概要（現行）

■兵庫県沿岸海岸保全基本計画は、平成11年の海岸法改正をうけて平成14年8月までに策定され、東日本大震災や平成30年台風第21号の高潮災害を踏まえて、現行の海岸保全基本計画として令和3年9月に策定



沿岸名	策定・公表時期
大阪湾沿岸	平成14年8月策定 平成28年4月変更 令和3年9月変更
但馬沿岸	平成13年12月策定 平成29年1月変更 令和2年3月変更※ 令和3年9月変更
播磨沿岸	平成14年8月策定 平成19年1月変更※ 平成28年4月変更 令和3年9月変更
淡路沿岸	平成14年8月策定 平成19年1月変更※ 平成28年3月変更 令和3年9月変更

※部分変更

- ・但馬沿岸
日本海津波防災インフラ整備計画の策定に伴う部分変更（令和2年3月）
- ・播磨沿岸・淡路沿岸
平成16年の台風による浸水被害を踏まえ部分変更（平成19年1月）

8. 兵庫県沿岸海岸保全基本計画の概要（現行）

沿岸名	基本方針
大阪湾沿岸	醸し出せ歴史と文化のなぎさ回廊、人も自然も元気でにぎわう、みんなで進める海辺の再生
但馬沿岸	守り活かし伝えよう、ふるさと但馬は海辺のミュージアム
播磨沿岸	海の恵みと海の文化を感じつつ、人・まち・自然が調和した「なぎさ」への回帰
淡路沿岸	人と自然が創り出す、21世紀のくにうみ神話、生命を守り・育む、花と緑あふれる海辺の創造

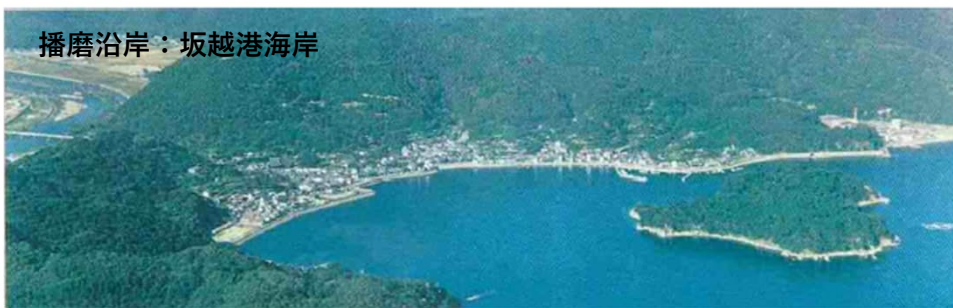
大阪湾沿岸：メリケンパーク



淡路沿岸：沼島・上立神岩



播磨沿岸：坂越港海岸



但馬沿岸：竹野海岸



9. 海岸保全基本計画の変更項目（案）

■気候変動を考慮した防護水準を、環境・利用の観点に配慮しつつ設定し、現行の基本計画（令和3年9月）に反映

■部会では、兵庫県域における防護水準（計画高潮位、波浪、津波）等の技術的な内容を審議し、委員会では、部会の検討を受けて現行の基本計画の変更を審議

項目	変更内容（案）
第1編 海岸保全に関する基本的な事項	
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
1-1 海岸の概要	・必要に応じ修正
1-2 海岸の現状	・人口、産業、漁業など、最新の統計資料を反映して時点修正
1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方	・気候変動対策としての整備を追記
2. 海岸の防護に関する事項	
2-1 海岸の防護の目標	・防護水準（計画高潮位、波浪、津波）の変更（気候変動対応）
2-2 防護の目標を達成するための施策	・気候変動に対応して修正
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	・必要に応じ修正
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	・必要に応じ修正
5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向	・各ゾーンで必要に応じて気候変動対策を追加
第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	
1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	・気候変動対策を踏まえた整備対象区域の設定
1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	・上記整備対象区域における海岸保全施設の計画諸元等の設定
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	・必要に応じ修正
第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	・気候変動に対応して修正
添付図	・新設又は改良の整備対象区域図の更新
参考資料	・整備箇所、整備箇所位置図、個表の更新

青字：委員会にて対応する項目（部会での結果を踏まえて基本計画資料の修正） 赤字：部会にて対応する項目（専門技術的な内容を審議）

10. 検討スケジュール（案）

■委員会・部会における審議は下記のスケジュールを想定している。

- ・ 第2回委員会(R7.7)・・・大阪湾・但馬 海岸保全計画変更素案（部会報告）
- ・ 第3回委員会(R7.10)・・・播磨・淡路 海岸保全計画変更素案（部会報告）
- ・ 第4回委員会(R8.1)・・・全沿岸（4沿岸） 海岸保全計画変更案

兵庫県海岸保全基本計画変更		令和6年度						令和7年度																																
		第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期																							
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																					
委員会	第1回	●												第2回	●									第3回	●									第4回	●					
	全沿岸													大阪湾 但馬										播磨 淡路										全沿岸						
部会	第1回	●												第2回	●									第3回	●									第4回	●					
	大阪湾 但馬													大阪湾 但馬										播磨 淡路										全沿岸						
大阪湾 但馬	計画外力の方針整理	現在																																						
	計画外力の検討																																							
	防護水準の検討																																							
	計画諸元の設定																																							
	海岸保全基本計画変更																																							
播磨 淡路	計画外力の方針整理																																							
	計画外力の検討																																							
	防護水準の検討																																							
	計画諸元の設定																																							
	海岸保全基本計画変更																																							

スケジュールは今後変更となることがあります

10. 検討スケジュール（案）

開催時期		委員会		部会	
R6年度	10/29	第1回	【全沿岸】 ・ 海岸保全基本計画とは ・ 現行の海岸保全基本計画の概要 ・ 海岸保全基本計画変更の背景 ・ 検討スケジュール	第1回	【大阪湾・但馬】 ・ 計画外力の方針整理（案） ・ 計画天端高の設定方針（案）
	1月	—	—	第2回	【大阪湾・但馬】 ・ 計画外力、防護水準の検討結果（案） ・ 防護すべき整備対象区域の設定（案）
R7年度	5月	—	—	第3回	【播磨・淡路】 ・ 計画外力の方針整理（案） ・ 計画天端高の設定方針（案）
	6,7月	第2回	【大阪湾・但馬】 ・ 部会の検討結果の報告 ・ 海岸保全基本計画変更（素案）の提示	第4回	【大阪湾・但馬】 ・ 計画諸元（計画天端高等）の設定（案）
					【播磨・淡路】 ・ 計画外力、防護水準の検討結果（案） ・ 防護すべき整備対象区域の設定（案）
	9,10月	第3回	【播磨・淡路】 ・ 部会の検討結果の報告 ・ 海岸保全基本計画変更（素案）の提示	第5回	【播磨・淡路】 ・ 計画諸元（計画天端高等）の設定（案）
1月	第4回	【全沿岸】 ・ 海岸保全基本計画変更（案）の提示	—	—	

(参考) 用語集

IPCC	気候変動に関連する科学的評価を担当する国連機関（気候変動に関する政府間パネル）で、195か国が加盟している。IPCCによる評価報告書は、あらゆるレベルの政府に対し、気候変動政策を策定するために利用できる科学的情報を提供しており、2023年3月20日に第6次統合報告書が発表された。
SROCC	2019年9月24日にIPCC加盟195か国の政府が承認した、「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関するIPCC特別報告書」（海洋・雪氷圏特別報告書）の略。海洋・雪氷圏に関する過去・現在・将来の変化や外洋における影響（海面水位の上昇、極端現象及び急激な現象等）を評価している。
RCP2.6, RCP8.5	IPCCの第5次報告書において提示された、今後100年間の平均気温の上昇を示したシナリオ。RCP2.6は、温室効果ガスの排出量を抑制し、気温上昇を2℃未満に抑えることを目指すシナリオ、RCP8.5は、緩和策をとらなかった場合の想定で、平均気温が4℃上昇するシナリオである。
d4PDF	データベースd4PDFは、全世界および日本周辺領域について、それぞれ60km、20kmメッシュの大気モデルを使用したモデル実験出力である。過去6000年分(日本周辺域は3000年分)、将来については、全球平均気温が産業革命以降 2℃ および 4℃ 上昇した未来の気候状態について、それぞれ3240年分と5400年分のモデル実験を行っている。多数の実験例(アンサンブル) を活用することで、台風や集中豪雨などの極端現象の将来変化を、確率的に、かつ高精度に評価することができる。
海岸保全基本方針	海岸法に基づき、今後の海岸の保全に関する基本的な事項を示すものとして、主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が定める方針。海岸保全を気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和2年11月20日に、海岸保全基本方針が変更された。
海岸保全基本計画	海岸保全基本方針に基づき、各沿岸において、海岸の保全や整備に関する基本的な事項を定めたもの。海岸法において、海岸管理者（海岸が存する都道府県知事）が定めることが義務付けられている。
海岸保全施設	津波や高潮等による海水の侵入又は海水による侵食から海岸を防護するための施設。具体的には、堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤等がある。
潮位偏差	台風や低気圧などの気象の影響による、天文潮からの海水面の変化量
朔望平均満潮位	朔（新月）および望（満月）の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した水位。海岸保全施設の計画・設計の基準潮位として用いられる。
統計解析	波高などの気象要素の年最大値データを用いて、これまでに経験した現象やそれらを超える規模の現象がどれくらいの頻度で発生するかを合理的に推計する手法。例えば、50年に1回発生する高波（50年確率波）の波高を推計することができる。
防護水準	海岸保全施設の整備による安全水準。海岸保全施設の高さを設定するための基準となる、潮位や波浪条件（波高・周期）、津波水位など。



兵庫県